論 文 要 旨

氏 名 .	<u>浦川紘子</u>
論文題目	(外国語の場合は、和訳を併記すること。)
	欧州における犯罪人引渡基準の多層性 一刑事分野に関する EU の制度的発展を中心として一
論文要旨	(別様に記載すること)

- (注) 1. 論文要旨は、A4版とする。
 - 2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語 から4000語程度とする。
 - 3. 「論文要旨」は、フロッピーディスク(1枚)を併せて提出すること。 (氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。)

論文要旨

犯罪人引渡しに関する法規範は、伝統的には二国間条約と各国国内法を中心として形成されてきた。二国間条約は、当事国間において犯罪人引渡しを義務として課すものであり、 国内法は具体的な国内手続きについて定めるものである。

他方で、多数国間において犯罪人引渡しのための統一的制度の確立も模索されてきた。 その方法としては二種の方式があり、一つは二国間犯罪人引渡条約の模型となる「モデル 条約」を策定することである。1990年に採択された「国連犯罪人引渡モデル条約」がこの 方式の一応の到達点となっている。もう一つの方式は、犯罪人引渡しに関する多数国間条 約により、統一の制度を確立することである。地理的隣接性を背景とし、米州、欧州、ア ラブ諸国間及びアフリカ諸国間において、多数国間犯罪人引渡条約が存在する。また、歴 史的つながりを背景として、コモンウエルス諸国においても独自の多数国間犯罪人引渡枠 組が存在する。こうした統一的犯罪人引渡制度は、19世紀以降徐々に発達したものの、20 世紀後半に至るまで、一般的には失敗と評価されてきた。そのために、統一的犯罪人引渡 制度はこれまで研究の対象とされることはほとんど無かった。

しかしながら、このような統一的犯罪人引渡制度を構築する試みが継続的に行われてきたことは、多数国間による統一的犯罪人引渡制度が必要とされてきたことを示している。特に、近年の欧州では、多数国間による犯罪人引渡制度の発展が著しい。それは、EUが採択した1995年の「EU加盟国間における略式犯罪人引渡手続に関する条約」、1996年の「EU加盟国間の犯罪人引渡しに関する条約」、2002年の「欧州逮捕状及び加盟国間の移送手続きに関する理事会枠組決定」(以下、「欧州逮捕状枠組決定」)、および欧州審議会が採択した「欧州犯罪人引渡条約第三追加議定書」に象徴される。

この中でも特に、欧州逮捕状枠組決定は、欧州逮捕状制度という新しい身柄引渡制度をEU 加盟国内にもたらした点で注目される。欧州逮捕状制度は、従来の犯罪人引渡制度に多くの変更を加え、一通の逮捕状をもって EU 加盟国間で有効なものとするというもので、学術上も国家実行上も多くの議論を呼ぶこととなった。EU が逮捕状制度の創設を可能にしたのは、EU 自身が進めてきた警察・刑事司法協力の制度化が背景にある。こうした制度的背景の下での欧州逮捕状制度の位置づけは、これまでの研究は十分なものではない。

さらに、欧州逮捕状制度が確立したことで、欧州ではいくつかの犯罪人引渡基準が混在することとなったが、従来から存在した欧州審議会の欧州犯罪人引渡条約および EU の欧州逮捕状枠組決定の関係についても、欧州審議会と EU の制度的相違を明らかにした上で

分析する必要がある。

そこで本稿では、第1章「伝統的犯罪人引渡制度の理論と慣行」、第2章「欧州審議会における犯罪人引渡制度の構築とその理論」、第3章「EU刑事法の萌芽と発展」、第4章「EU加盟国間における新しい犯罪人引渡制度の構築とその理論」という構成で、欧州における今日の犯罪人引渡制度を概観し、そこで明らかになった問題点の分析を試みた。

まず第 1 章において、伝統的な犯罪人引渡制度はいかなるものかを再確認する。政治犯不引渡原則、双方可罰主義、相互主義、特定性の原則などが、諸国に共通する原則として存在する。他方、大陸法諸国と英米法諸国で、異なる慣行がある。自国民不引渡原則と有罪証拠要件である。大陸法諸国は、自国民は引渡さず、有罪証拠は求めない。これに対して、英米法諸国は自国民も引渡し、一定程度の有罪証拠を求めるのが一般的である。有罪証拠については、その基準が国によって異なり、英国であれば"prima facie case of guilt"、米国であれば"probable cause"を満たす必要がある。英米法諸国と大陸法諸国では、こうした慣行の違いがしばしば問題となり、とりわけ多数国間条約を作成する場合には、大きな障害となってきたのである。

次に第2章において、1957年に欧州審議会で採択された欧州犯罪人引渡条約の検討を行った。欧州犯罪人引渡条約の作成は1951年に始まり、6年をかけて完成した。同条約においては、政治犯不引渡原則や双方可罰主義などの伝統的諸原則が盛り込まれる一方で、人権条項や死刑に関する規定のような新たな傾向がみられた。また、自国民不引渡原則を採用し、有罪証拠を排除した点は、大陸法諸国の慣行を反映した内容といえる。そのため、英国は本条約には当初加入しなかった。ところが、90年以降の欧州審議会自身の加盟国の増加もあり、同条約への加入国数は急増した。今日では、イギリスも含め欧州審議会の全加盟国が締約国となっている。しかし、同条約に対しては、根強い批判がある。とりわけ、留保や宣言が多く付されているため二国間条約の集まりに過ぎないという点や、期限が設けられて無いため多くの時間を要するという点への批判である。こうした批判は、結局は条約の性質によるものであるといえる。すなわち、欧州審議会は、国家間協力を前提とした機関であり、各国は主権を維持している。その点が、次章以下に見る EU における犯罪人引渡改革と根本的に異なるところであり、欧州犯罪人引渡条約の限界である。

第3章では、EU がすすめてきた刑事分野における警察・司法協力について検討した。 1976年に創設されたTREVI および1985年のシェンゲン協定に始まる一連のシェンゲン 関連規範が、EU における刑事・司法協力の淵源と考えられる。TREVI は、ユーロポール 創設の土台となり、シェンゲン協定は越境追跡や越境監視という新たな警察協力の枠組み を提示し、独自の犯罪人引渡規範も有した。

1993 年 11 月、EU 条約(マーストリヒト条約)の発効により EU が誕生した。EU は、EC から引き継いだ経済統合を第一の柱、共通外交・安全保障政策(Common Foreign and Security Policy; CFSP)を第二の柱、司法・内務問題(Justice and Home Affairs; JHA)を第三の柱とする、いわゆる三本柱構造をとった。司法・内務問題に関する EU 条約 K 条は、K1 条から K9 条において、わずかに刑事・司法協力に関連する規定を設けた。改正 EU 条約(アムステルダム条約)は、旧 EU 条約の司法・内務問題のうち、刑事問題に関わる事項を第VI編「刑事問題における警察・司法協力に関する規定(Provisions on Police and Judicial Cooperation in Criminal Matters)」として独立再編した。改正 EU 条約第VI編は第 29 条から第 42 条までの全 14 条から成り、旧 EU 条約に比べて、各条においてより細かな規定が置かれた。改正 EU 条約第 29 条は「EU の目的は、欧州共同体の権限を侵すことなく、刑事問題における警察・司法協力に関して加盟国間での共同行動を発展させることにより、自由、安全および正義の領域(an area of freedom, security and justice)における高いレベルの安全を市民に提供することにある。」と規定した。

2009年12月、EU条約の第3次改正となるリスボン条約が発効した。リスボン条約は、従来の3本柱構造を無くし、EUに一本化するなど、EUの大改革を意図するものである。第2次改正 EU条約における「刑事問題における警察・司法協力」は、リスボン条約第V編「自由、安全および正義の領域」として再編された。リスボン条約における改革の特徴は、刑事分野に「相互承認原則」を導入したこと、および他の EU 諸機関との連携が強化されたことが挙げられる。また、アムステルダム条約からニース条約へと引き継がれた「加盟国間での犯罪人引渡しを容易にする」という規定(旧 EU条約31条)がリスボン条約では削除されたことは、次章でみるような、近年の犯罪人引渡制度をめぐる EU における重要な変化の表れといえよう。

第4章では、欧州逮捕状制度が提示した問題点の分析を行った。欧州逮捕状制度は、2002年にEUの理事会枠組決定で創設された新しい身柄引渡の制度である。外交経路ではなく、司法当局間における直接の身柄の引渡しを可能にした点や、伝統的犯罪人引渡制度に内在していた様々な不引渡事由、とりわけ自国民不引渡しの慣行を排除した点が特徴的である。ただし、EU加盟国のいくつかの国は、自国民不引渡しを憲法で規定している。そのため、欧州犯罪人引渡制度と憲法規定の抵触問題が生じた。先例となるポーランドとドイツの例

を本稿で取り上げ検討した。そこから明らかになったのは、憲法で自国民不引渡しを規定しているといえども、国際法あるいは EU 法を遵守する義務が重視されているということである。

このように見ていくと、欧州逮捕状制度の創設により、欧州ではいくつかの犯罪人引渡しの基準が存在する。第一に、EU 加盟国間においては、欧州逮捕状枠組決定の義務の下にある。次に、一方が EU 加盟国、他方が非 EU の欧州審議会加盟国である場合及び非 EU の欧州審議会加盟国間である場合の引渡しには、欧州犯罪人引渡条約が依然として適用される。前者と後者では、自国民の扱いや、証拠の提出について全く異なる制度が適用される。また、EU 諸国を含む欧州審議会加盟国とそれ以外の第三国とにおける犯罪人引渡しには、任意の二国間条約があればこれに拘束され、無い場合にはいかなる条約にも拘束されない。条約の無い国家間の犯罪人引渡しは、任意で行われることになる。

今日、他の国際組織においても逮捕状制度の創設がみられるが、本稿の検討を踏まえれば、EUが欧州逮捕状制度を可能にしたその背景には、刑事分野における制度的発展がみてとれる。EUにおける刑事分野の発展が、他の国際組織のモデルとなりうるかどうかも含めて、今後の動向に注目したい。